

【海外の動き】

スウェーデン、寡婦年金を廃止

(在スウェーデン日本大使館一等書記官) 宇野 裕

通常国会の会期も終わりに近い6月初め、国会は段階的に寡婦年金を廃止する法案を可決、同法は1990年1月から実施されることになった。

1. 改正の内容

(1) 寡婦年金から経過年金へ

今回の改正の内容の中心は、1990年から2030年にかけて段階的に寡婦年金を廃止していくことである。現在、基礎年金と付加年金には、ともに寡婦年金があるが、2030年以降はこれが全廃される。替って、寡婦及びかん夫に対し、配偶者の死後原則として1年間のみの経過年金が支給されることになる。但し、12歳未満の子がある時は、その子が12歳になるまで支給される。また、配偶者の死後1年を経過しても経済的に自立できず、早期退職年金（障害年金のこと）、老齢年金、その他の各種社会手当の受給権を得られない者には、自立が可能になるまでの間、経過年金と同額の特別年金が支給される。

(2) 遺児年金の改正

従来、基礎年金18歳未満、付加年金19歳未満と支給要件が異なっていたが、これを18歳未満に統一する一方、18歳を超えても就学を続ける者には一定の条件のもとに20歳になった年の6月まで遺児年金が支給されることになる。

新旧制度の支給要件と年金額を大ざっぱに比較すると表(1)、(2)のとおりである。

(3) 経過措置

新遺族年金（経過年金）は、1990年1月1日において45歳未満の者つまり、1945年1月1日以降に生まれた者に適用される。

現在寡婦年金の受給権を取得している者及び新制度が施行されるまでに寡婦となった者は、従来どおり寡婦年金が支給される。更に1990年1月1日において60歳以上（1929年12月31日以前生まれ）で、それまでに結婚した者にも旧制度に基づく寡婦年金が支給される。

1990年1月1日において45歳以上60歳未満で、それまでに結婚した者には、やはり寡婦年金が支給されるが、その者が65歳に達した以降は寡婦年金と老齢年金（付加老齢年金）は従来のように全額併給とならず、調整される^(注1)。

新遺児年金は、1990年1月1日から即時に適用されるが、同日において18歳以上、19歳未満の者で新制度の支給要件を満たさない者には、旧制度が適用される。

2. 改正の背景

(1) 基本的考え方

政府は、今回の改正の理由として、(1)男女平等の実現、(2)女性の社会進出、(3)財政負担の軽

表 (1) 寡婦年金から経過年金へ

	現 行 制 度		新 制 度	
	基 礎 年 金	付 加 年 金	基 礎 年 金	付 加 年 金
支 給 要 件	寡婦年金 (1)16歳未満の子供を有していること、又は (2)夫死亡時期に36歳以上で婚姻期間が5年以上であること。 (注) (1)において子供が16歳に達した場合に、その時点をもつて夫の死亡時とし、その時点まで婚姻が継続していたものとみなして(2)の要件を満たせば(2)の寡婦年金が支給される。	寡婦年金 夫が60歳になる以前に結婚していること、かつ婚姻期間が5年以上あるか又は死亡時子供があること。	経過年金 (1)12歳未満の子供を有していること、又は (2)夫又は妻の死亡時期に婚姻期間が5年以上であること。 支給期間は12ヶ月であるが、(1)の場合には、子供が12歳になるまで支給される(同居に限る)。 特別年金 労働市場の状態、病気その他の理由により、所得の半分以上が減少しつづけていること。	経過年金 基礎年金の経過年金の支給要件に同じ。 特別年金 基礎年金の特別年金の支給要件に同じ。
年 金 額	(1)老齢年金×100% (2)老齢年金×100% (但し、50歳未満であれば、50歳との差1年につき1/15の減額) (老齢年金額=基本額×96%)	遺児年金が支給される子供の場合 夫の年金額×35% その他の場合 夫の年金額×40%	老齢年金×100%	遺児年金が支給される子供の場合 配偶者の年金額×20% その他の場合 配偶者の年金額×40%
	(寡婦が65歳に達した時は老齢年金が支給され、寡婦年金は支給停止)	(寡婦が老齢年金、障害年金の受給権を取得しても併給)	(寡婦が65歳に達した時は老齢年金が支給され、寡婦年金は支給停止)	

表 (2) 遺児年金

	現 行 制 度		新 制 度	
	基 礎 年 金	付 加 年 金	基 礎 年 金	付 加 年 金
支 給 要 件	遺児年金 18歳未満	遺児年金 19歳未満	遺児年金 18歳未満、ただし就学している場合には20才になった年の6月まで支給。	遺児年金 基礎年金に同じ
	両親を失った場合 基本額×62% 片親を失った場合 基本額× (26% 31% 41%)	母に寡婦年金が支給される場合 死者の年金額×15% その他の場合 死者の年金額×40% (子が2人以上のときは2人目から1人につき死者の年金額×10%を加算し、総額を子の数で按分する。)	両親を失った場合 基本額×50% (付加年金と合わせて) 最低保障80% 片親を失った場合 基本額×25% (付加年金と合わせて最) 低保障40%	死者の年金額×30% (子が2人以上の時は2人目から1人につき死者の年金額×20%を加算し、総額を子の数で按分する。)

減の3つを挙げている。

男女平等の実現とは、言うまでもなく、寡婦年金はあってもかん夫年金がないことを指している。社会の他の部門で平等化が積極的に推し進められているのに、年金制度だけ男女で異なった取扱をする理由はないというものである。

女性の社会進出は、就労率が80%を超えていることからよく判る。収入があるのに金銭的サポートをする必要はない。また、スウェーデンでは積極的労働市場政策が採用されており、職業訓練が非常に充実している。失業率も大変低い。したがって、1年もあれば、職を見つけたり、より高い収入のある仕事に変れるだけの技術を身につけることができるという考え方である。

寡婦年金の財政負担は、それほど大きくないが、現行制度のもとでは2030年には実質価格で3倍になるものと見込まれている。年金財政が苦しくなって来ている折から無視できないものとなっているというのが第3の理由である。財政負担は経過措置によって当初の数期間は増えるが徐々に減少していく。

(2) 改正の経緯

寡婦年金の改革の必要性は、つとに1974年の国会決議によって指摘されていた。(付加年金制度ができたのが1960年である)しかし、改革の動きが活発になったのは、1980年代に入ってからである。

1981年、年金諮問委員会が改革案を公表した。年金諮問委員会は、先の国会決議によって、改革案をとりまとめるよう求められていたものである。この案を基に各種関係機関の意見を盛り込んで、1983年、改革法案が国会に提出された

が、国会でのコンセンサスを得る見込みが立たず、政府は、これを撤回せざるを得なかった。

翌1984年、国会は、改めて社会大臣に寡婦年金改革問題を検討する委員会を任命する権限を与えた。この委員会は、年金改革起草諮問委員会と名付けられ、1988年2月に、今回の改革案のもととなる報告書を取りまとめた。関係機関との調整を経て、政府は6月10日法案を国会に提出、国会は同日、これを賛成多数で可決した(注2)。

(注1) 現行の付加年金制度においては、寡婦年金受給者が65歳に達する等によって老齢年金の受給権も取得した時には、両年金が併給されることになっている。今回の改革では、寡婦年金は、老齢年金の額を上回る場合、その上回る額のみ支給されることとなる。すなわち、実質的には寡婦年金か老齢年金かのどちらか高い方が支給されると考えればよい。

しかし、1990年1月1日において45歳以上60歳未満の者については、次のような経過措置が設けられている。すなわち寡婦の老齢年金と亡夫の老齢年金の合計額の50%という最低保障額が設定され、更に55歳の者は52%、56歳54%、57歳56%、58歳58%、59歳60%と率が上がっていくことになっている。

なお、基礎年金については、もともと併給調整されているので、今回変更はない。

(注2) 諮問委員会は、国会決議によって個別問題を調査するために設置される。議会内に設けられている常任委員会と異なり、担当大臣がメンバーを任命し、検討内容も政府指針によって示されるという意味で、政府に属する機関である。ただし、メンバーには国会議員も含まれ、行政庁職員、学者、利害関係団体代表者などで構成される。

報告書は必ず関係機関に回付され、意見を集約するので、その過程でコンセンサスが得られれば、国会における審議は実質的にはいらなくなる傾向にある。